

# 研究発表等に関する倫理要領

一般社団法人日本在宅薬学会

一般社団法人日本在宅薬学会（以下、本学会という。）は、倫理規定第6条3項に基づき、研究発表等に関する倫理要領（以下、本倫理要領という。）を定める。

## 1. 適用の範囲

本倫理要領は、本学会が発行する学会誌投稿や本学会が主催する学術大会等における研究発表等（講演・講義やシンポジウム等を含む）について適用されるものとする。

ただし、各機関や専門分野において、より厳密な倫理規定を適用している場合には、その規定を優先する。

## 2. 学術的な倫理的事項

学術的な研究発表には以下のような倫理的事項が適用される。研究者は自らの責任において、本倫理要領またはそれに代わる倫理規定を遵守しなければならない。

### ① 引用の明確化

研究発表において他人の研究成果や著作などの記述を使用する場合には、必ず著者名、発行年、文献、出版社、引用箇所を明記し、その部分が引用であることを明らかにしなければならない。また、書籍等から図・表・写真をそのまま複製使用する場合には、引用許可が必要となる可能性があるため、個々の研究者で許諾の必要性を確認し、必要に応じて許可を得ること。

### ② 研究結果の一部または全部の捏造、改竄の禁止。

### ③ 二重投稿の禁止

学会誌等に投稿するときは、同一あるいはほとんど同一内容の論文を過去に国内外の学術雑誌等で公表、投稿していないものに限る。

## 3. 研究と調査における倫理的事項

人を対象とする研究・調査については、特に以下のような倫理的配慮が求められる。

### ① 基本的配慮事項

疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）等の倫理指針に従い、研究対象者の個人の尊厳と人権を尊重し、個人情報の保護については十分に配慮しなければならない。

具体的には、投稿論文に人が写っている写真を使用する場合、写っている人全員から使用についての承諾を得る必要がある。また研究成果の発表において、事例など個人ごとのデータを用いる場合には、個々の対象者が特定されないような配慮をしなければならない。個人名を伏せるのはもとより、地名、利用機関名、生活歴の記述のうち学歴や職業歴等、個人を特定可能な情報についても公表については十分に配慮しなければならない。

### ② データの取得を行う機関等の承諾

データの取得を介護サービス等の提供機関などにおいて行う場合には、そこで行わ

れるサービスに関して責任を負う者（施設長、管理者など）の承諾を得なければならない。

③ 研究対象者に対する必要以上の負担、苦痛、不利益の禁止

人を研究対象とする研究においては、対象となる人に不必要な負担をかける、または苦痛や不利益をもたらすようなことが予見される研究計画は変更しなければならない。計画にはない予想外の負担、苦痛、不利益が生じることもあるので、安全確保のための情報は常に把握し、危険性が生じた場合には研究を中止しなければならない。

④ その他、例外として認められるような事項については、学術審査倫理委員会にて判断する。

平成 26 年 5 月 3 日策定